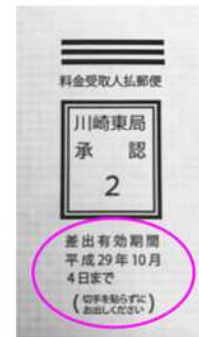




[トップページ](#) > [マイナンバーカード交付申請](#) > [差出有効期間切れの返信用封筒について](#)

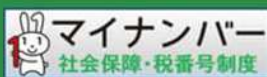
 **差出有効期間切れの返信用封筒はそのままお使いいただけます**

「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）については、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。



[マイナンバーカード交付申請](#)

[スマートフォンによる申請方法](#)



[個人情報保護基本方針](#)

[個人情報のお取り扱いについて](#)

[サイト利用規約](#)

[リンク・著作権](#)

[サイトマップ](#)

